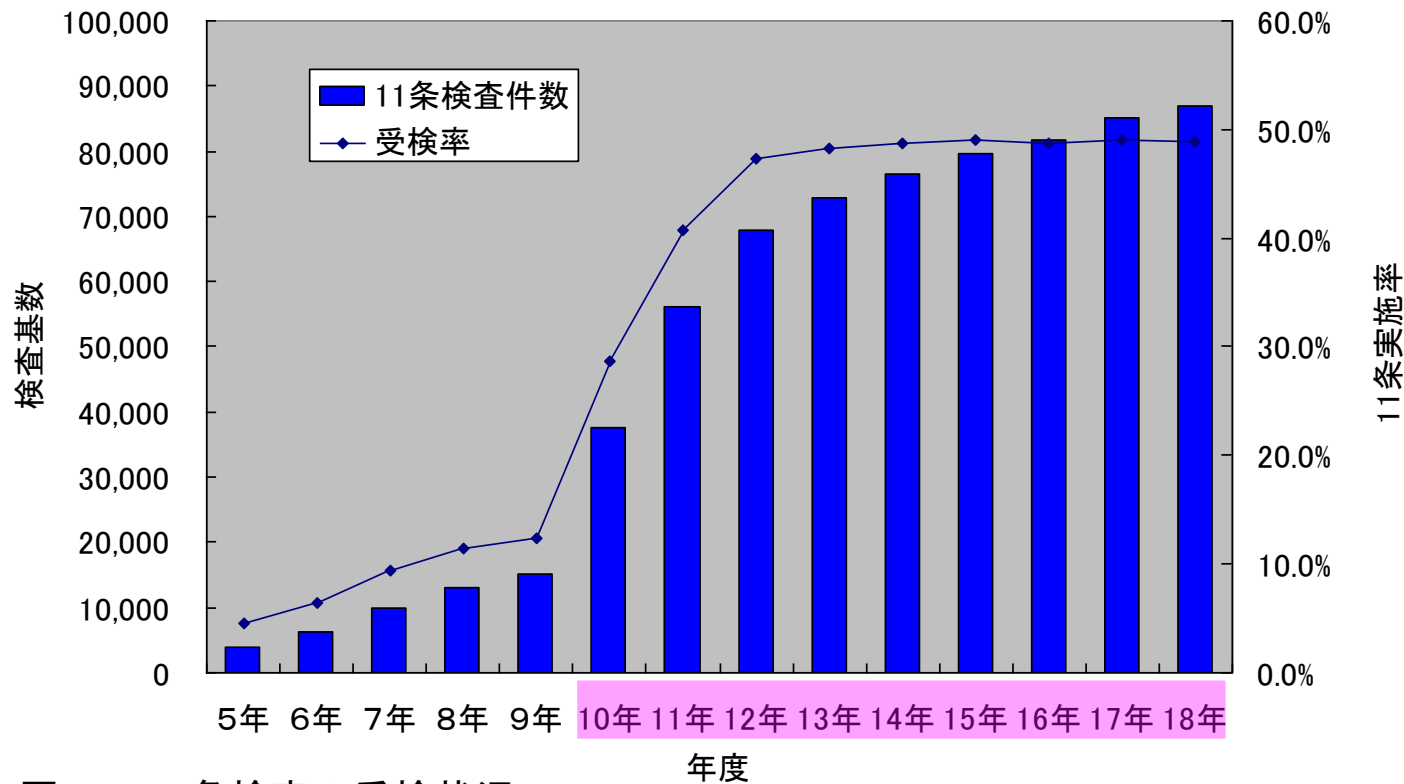


# 電子地図を活用した浄化槽設置 状況の把握について

財団法人 福岡県浄化槽協会

# 1. はじめに

- 平成10年度から検査の効率化を行い11条検査基数の向上を図る



図一1 11条検査の受検状況

- 浄化槽設置基数は正確性に欠ける

- ・廃止届の未提出、未設置浄化槽の取り下げの不徹底

- 浄化槽設置状況の正確な把握の必要性

平成18年2月の  
浄化槽法改正

- ・11条検査の実施率の精度を高める

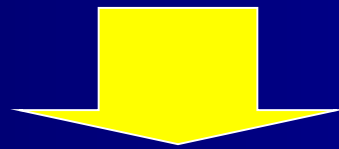
都道府県の指導監督の強化

- ・法定検査の受検推進、保守点検・清掃の徹底

## 2. 行政との協議及び情報の入手

- 行政当局も浄化槽設置状況把握の必要性を認識
- 行政が保有している浄化槽設置情報を協会へ提供

浄化槽協会への情報提供は、  
福岡県個人情報保護審議会において承認済み  
(平成4年)



県下13保健福祉環境事務所から情報提供  
約17万件

### 3. 作業方法の検討

- 入手した17万件の設置情報を電子データ化
- 協会が保有する検査情報との照合作業



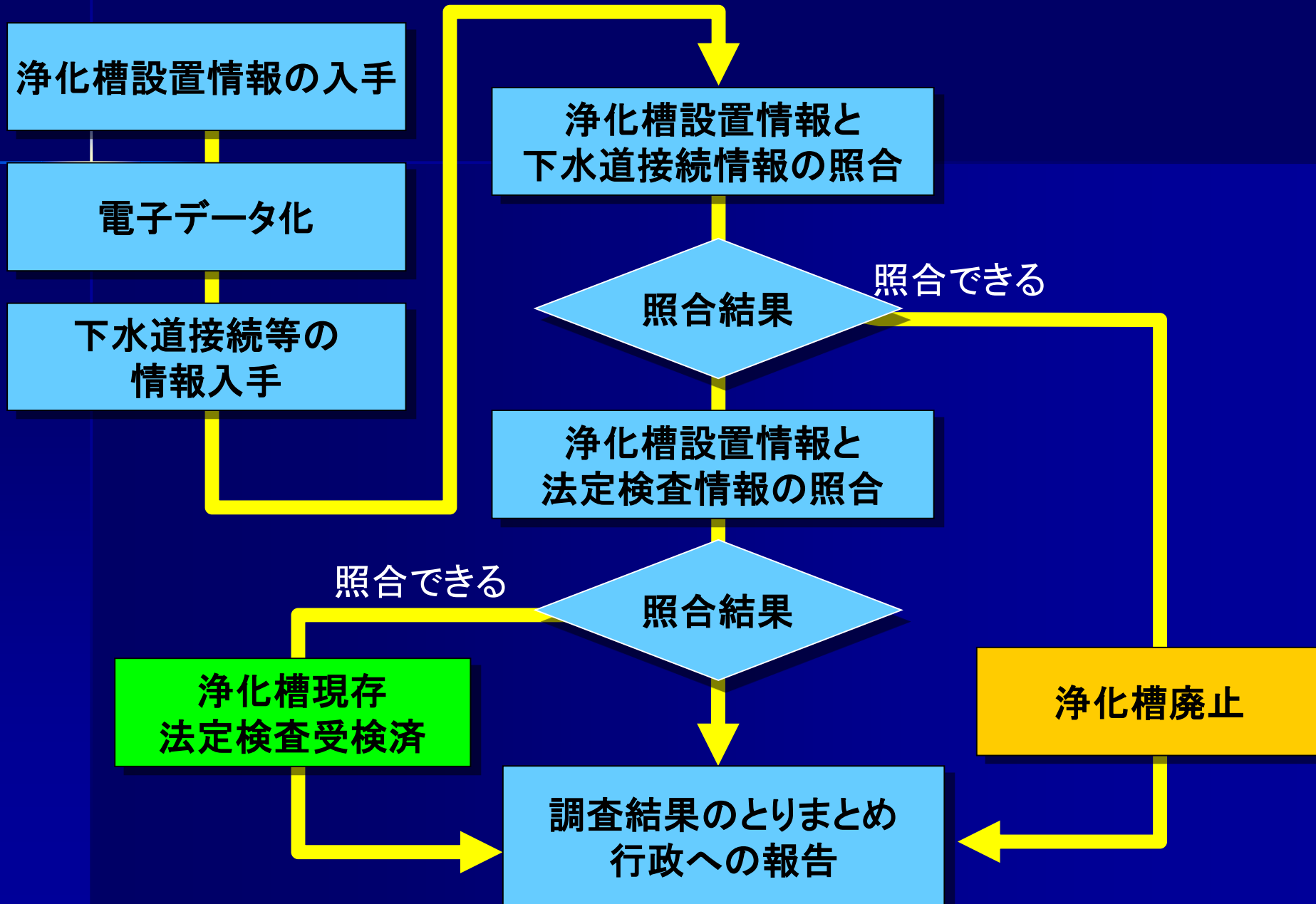
照合作業が困難

県下97市町村中、24市町村で  
住居表記の変更実施

各市町村から変更情報の入手は可能であったが個人情報の問題と情報量が膨大であるため断念

電子地図利用の可能性

# 4. 事業のフロー



# 5. 今回使用した電子地図システム

## (1) 使用したソフトウェア

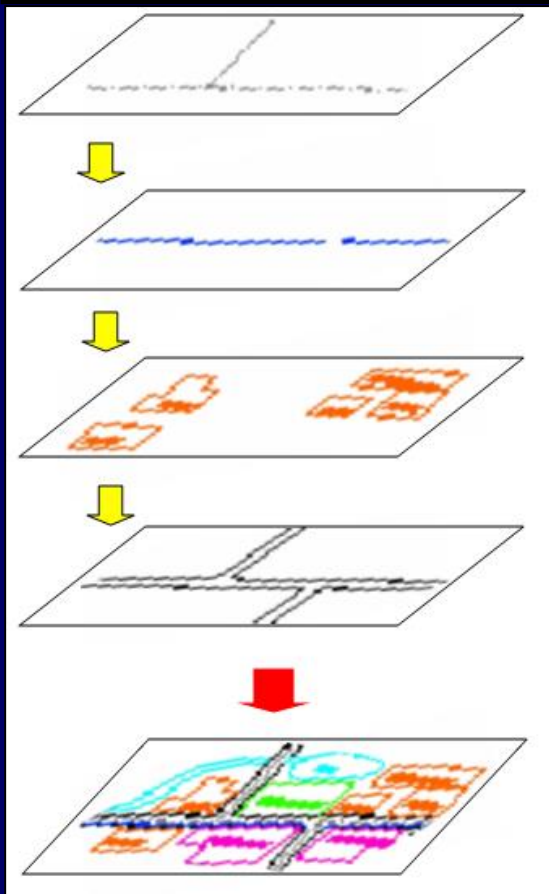
- ・電子地図:(株)ゼンリンZMAP-TOWNⅡ
- ・地図管理ソフト:OA-LIGHTⅢ

## (2) ハードウェア環境

- ・サーバーマシンを導入し、ネットワーク環境で運用

# 6. 電子地図の構造

レイヤイメージ



①浄化槽設置台帳情報

②11条検査受検情報

③下水道接続情報

④下水道供用開始区域

基本の地図

全体図の表示  
すべての情報を表示



# 7. 電子地図へのポインティング 作業の手順

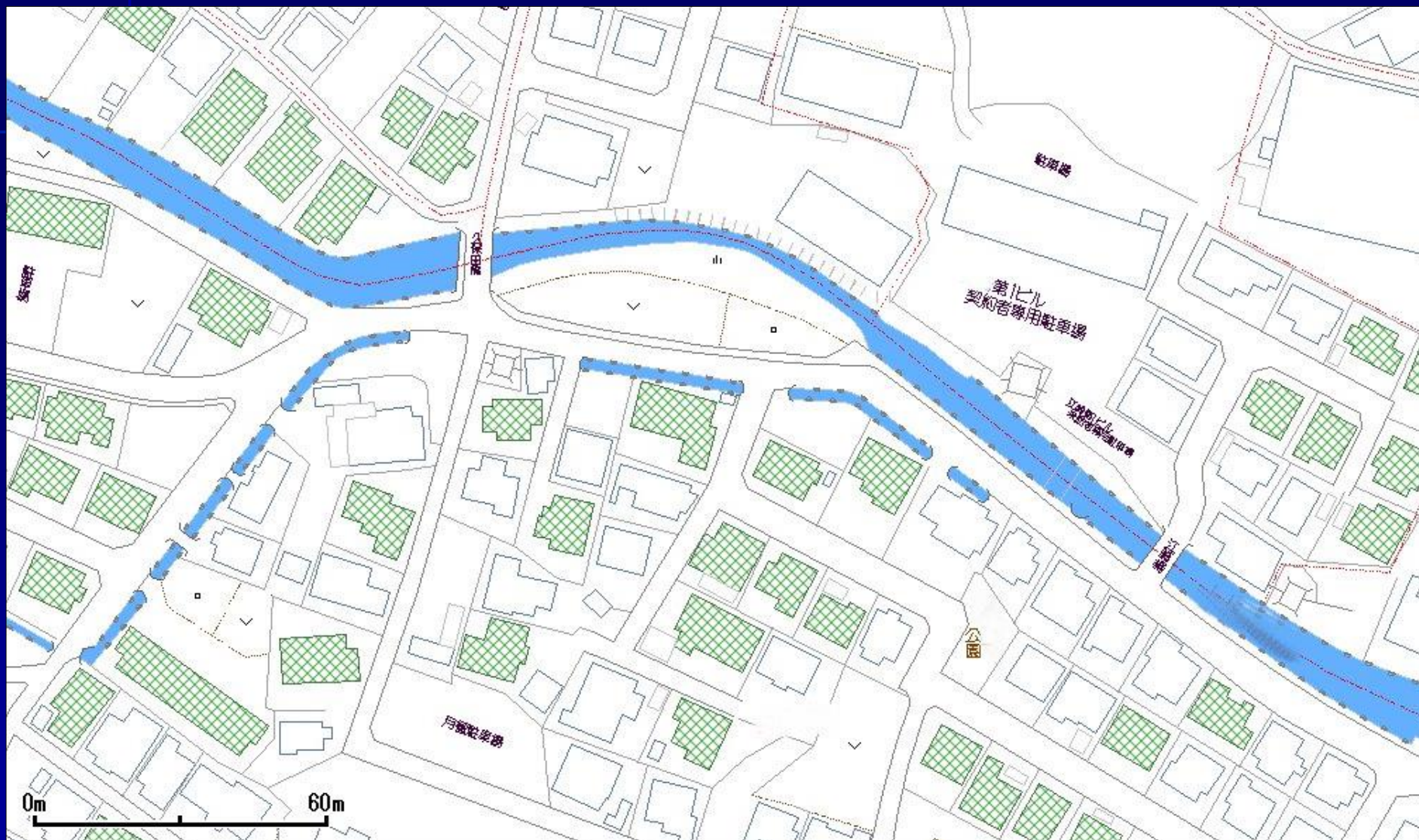
それぞれのデータを地図上にポイントする

(1) コンピュータにより自動的にポイント

(2) 目視により手作業でポイント

住居表記が変更されている地域の対応  
過去の住宅地図と照合し、現在の電子  
地図上にポインティング

# ①浄化槽設置情報をポイント

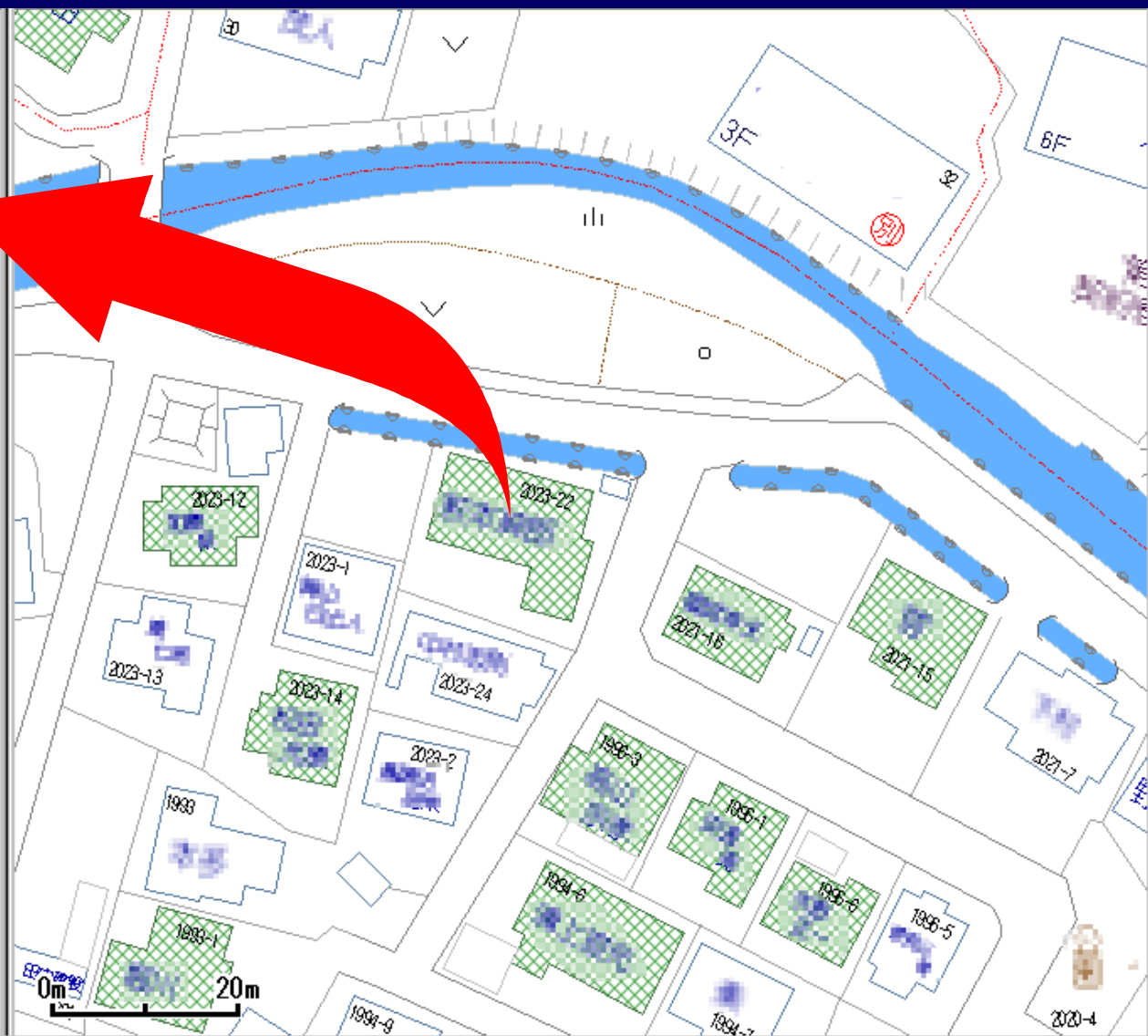


# 管理している情報について

新規 印刷 台帳呼出 地図呼出 検索 リスト表示

ID	1
台帳設置者区分	5
台帳設置者コード	44087
水質設置者区分	2
水質設置者コード	16024
カナ	
管理者名	
設置場所	
地区CD	40203
単/合	3
人槽	8
受付番号1	1
受付番号2	1991
受付番号3	203
受付番号4	63
受付日	19910507
区分1	1
区分2	0
情報元	5
11条検査日1	20050707
11条検査日2	20040712
11条検査日3	20030707
11条検査日4	20020730

必須





## ②11条検査受検情報をポイント



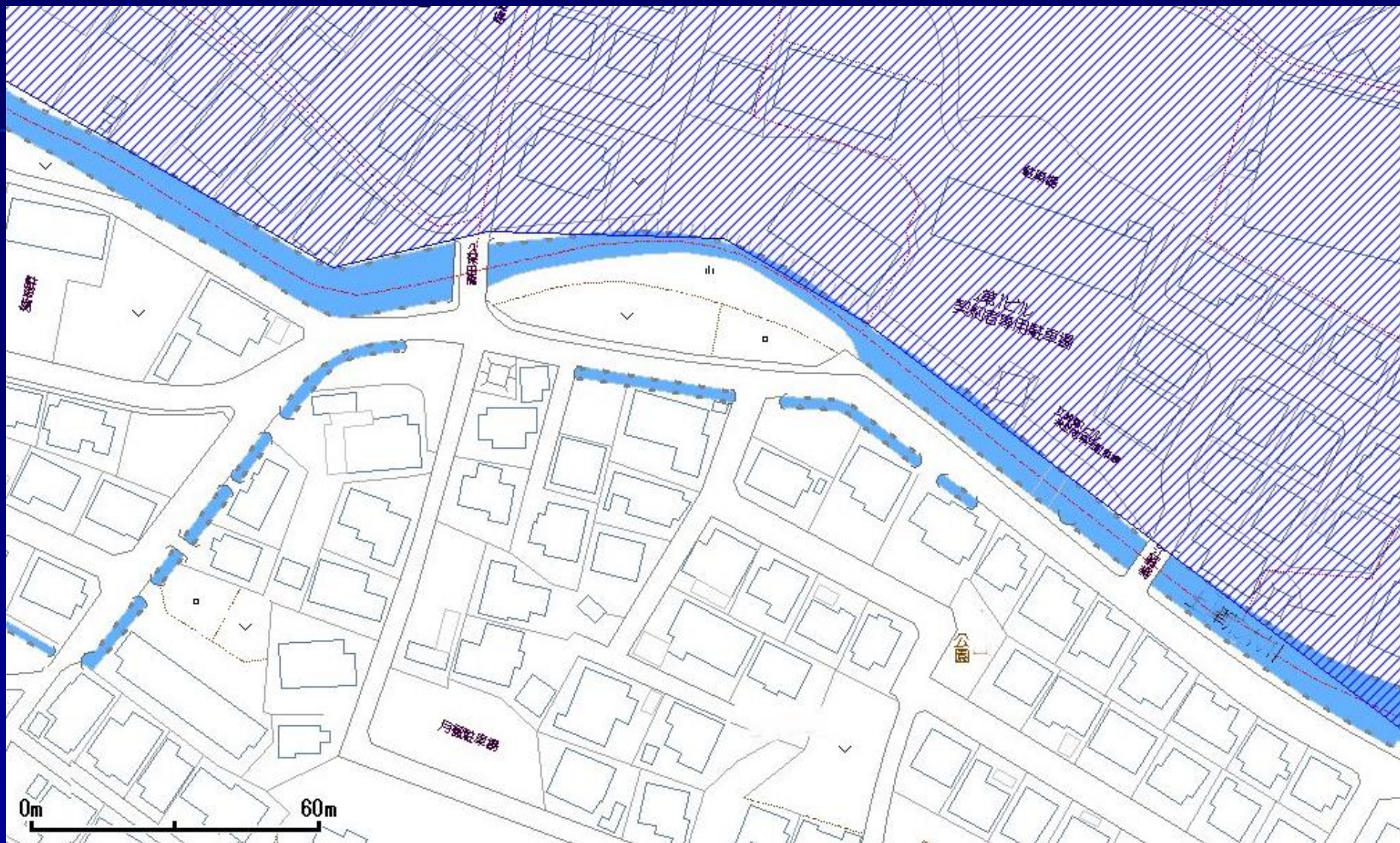


### ③ 下水道接続情報をポイント





## ④下水道供用開始区域の色分け





## ⑤それぞれのレイヤを重ね合わせる



## ポイントしたデータを重ねることにより分かること

### ①浄化槽設置台帳と下水道接続情報を重ねる

この浄化槽は既に下水道接続により廃止

### ②浄化槽設置台帳と11条検査受検情報

重なるポイント: 11条検査を受検済

重ならないポイント: 未受検か浄化槽が無い。確認が必要。

### ③浄化槽設置台帳と下水道供用開始区域

この浄化槽は、既に下水道接続により廃止。

もしくは、近い将来に、廃止される可能性が高い。



## 8. 電子地図の活用の際の問題点

住所表記の正確性



現場の特定が出来ない

浄化槽設置届の住所表記が不正確

新築の場合、設置者名が住宅販売会社のまま 等

電子地図の制限



地図利用の不便さ

地図そのものが間違っている

個人情報保護法の関係で住宅(住居人名)が表示されない

地図の基本情報部分に変更出来ない

## 9. まとめ

- 浄化槽設置状況の正確な把握は、大変重要であるにもかかわらず、十分に行われていない。
- 個人情報保護と公益性の問題
- 行政との相互協力
- 電子地図の有効性

- ・浄化槽の位置を管理する事が出来る
- ・電子地図を活用した情報共有のネットワークシステムの構築